

信託財産残高表			
( 年 月末現在)			
(単位：百万円)			
資 産		負 債	
科 目	金額	科 目	金額
貸出金		指定金銭信託	
証書貸付		特定金銭信託	
手形貸付		年金信託	
割引手形		財産形成給付信託	
有価証券		貸付信託	
国債		投資信託	
地方債		金銭信託以外の金銭の信託	
社債		有価証券の信託	
株式		電子決済手段の信託	
外国証券		暗号資産等及び電子記録移転 有価証券表示権利等の信託	
その他の証券		金銭債権の信託	
暗号等資産関連有価証券		動産の信託	
電子記録移転有価証券 表示権利等		土地及びその定着物の信託	
信託受益権(特定信託受益権を 除く。)		地上権の信託	
特定信託受益権		土地及びその定着物の賃借権 の信託	
電子決済手段(特定信託受益権 を除く。)		包括信託	
受託有価証券		その他の信託	
暗号資産			
金銭債権			
生命保険債権			
住宅貸付債権			
その他の金銭債権			
有形固定資産			
動産			
不動産			
無形固定資産			
地上権			

不動産の賃借権			
その他の無形固定資産			
その他の債権			
買入手形			
コールローン			
現金預け金			
現金			
預金			
その他			
共同受託振替勘定			
その他			
合計		合計	

(注) 共同信託他社管理財産 百万円

(記載上の注意)

1. 「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産(資金決済に関する法律第2条第14項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。)、暗号等資産関連有価証券(金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の3第2項に規定する暗号等資産関連有価証券をいう。以下同じ。)、暗号等資産関連デリバティブ取引(第30条の18第2号に規定する暗号等資産関連デリバティブ取引をいう。)に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等(同令第1条第4項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。以下同じ。)を当初信託財産として引受けを行った信託について記載すること。
2. 「その他の信託」欄には、「指定金銭信託」欄から「土地及びその定着物の賃借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記載すること。
3. 信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合に、それが自社内で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記載すること。その場合の差額は、原信託に含めて記載すること。
4. 信託財産の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
5. 職務分担型共同受託を行っている場合は、以下の<参考>を記載すること。

なお、信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合に、それが自社と他の職務分担型共同受託者との間で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記載すること。

<参考>

上記(注)共同信託他社管理財産には、当社と〇〇〇〇が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(以下「職務分担型共同受託財産」という。)〇〇〇〇百万円を含んでおります。

上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

(単位：百万円)

資 産		負 債	
科 目	金額	科 目	金額
貸出金		指定金銭信託	
証書貸付		特定金銭信託	
手形貸付		年金信託	
割引手形		財産形成給付信託	
有価証券		貸付信託	
国債		投資信託	
地方債		金銭信託以外の金銭の信託	
社債		有価証券の信託	
株式		電子決済手段の信託	
外国証券		暗号資産等及び電子記録移転 有価証券表示権利等の信託	
その他の証券		金銭債権の信託	
暗号等資産関連有価証券		動産の信託	
電子記録移転有価証券 表示権利等		土地及びその定着物の信託	
信託受益権(特定信託受益権を 除く。)		地上権の信託	
特定信託受益権		土地及びその定着物の賃借権 の信託	
電子決済手段(特定信託受益権 を除く。)		包括信託	
受託有価証券		その他の信託	
暗号資産			
金銭債権			
生命保険債権			
住宅貸付債権			
その他の金銭債権			
有形固定資産			
動産			
不動産			
無形固定資産			
地上権			
不動産の賃借権			
その他の無形固定資産			
その他の債権			
買入手形			
コールローン			

現金預け金			
現金			
預金			
その他			
合 計		合 計	